

第八管区海上保安本部公示第40号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月16日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名称 若狭町

（2）住所 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区域 塩坂越漁港（別添付図参照）

（2）期間 令和8年8月7日から令和8年10月31日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

測量標尺による測深及びトータルステーションを用いた放射法による位置測定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する

